



税の申告はゆとりをもって済ませましょう。

◎申告期限は…

| | | | |
|------|-------|------------|-------------|
| 町県民税 | 3月15日 | 所 得 税 | 3月15日(納期限も) |
| | | 消費税(個人事業者) | 3月31日(納期限も) |

平成7年中の年間合計所得金額（各種の所得金額の合計）が、得控除合計額（社会保険料・配偶者・扶養・基礎控除などの控除金額の合計額）を超える方。

◎所得税の確定 申告が必要な方

▼平成7年中に退職された方
※所得がなかつた場合の申告は
平成7年中に所得がなかつた
場合でも国民健康保険税の軽減
の判定資料等になりますので、
申告書裏面の「所得がなかつた
人の記載欄」に記入し、提出して
ください。

▼平成8年1月1日現在樹齋町に住所があり、平成7年中に所
得があつた方(ただし、所得税の確定申告をした方を除きます)。
○給与所得者で次に該当する方
▼勤務先から給与支払報告書の提出がなかつた方
▼給与所得以外の所得が20万円以下の方

申告の相談と提出はお早めに、
申告期限間近になりますと、
役場・税務署は大変混雑し長時間
お待ちいただくことがあります。
早期にゆとりをもつて、中
告相談・提出をしていただきま
すようご協力お願ひいたします。

町県民税の
申告が必要な方

- ▼ 給与所得のほかに20万円を超える所得がある方
- ▼ 給与を2ヶ所以上から受けている方
- 還付申告をされる方へ
- 還付の受け取るための所得税の還付を受ける方へ

○消費税の確定申告が必要な方

基準期間(平成5年分)の課税売上高が3,000万円を超える方(課税事業者)で、消費税課税事業者選択届出書を提出された方。

固定資産 課税台帳の総覧

4月1日から4月22日

あなたが町内にお持ちの固定資産（土地・家屋・償却資産）の課税台帳を税務課の窓口で見ることができます。費用は無料です。

●縦覧期間 4月1日(月)~4月22日(火)

●総覧範囲 本人、または同居の親族がお持ちの固定資産の課税台帳(第三者が所有する分については委任状が必要となります)

**軽自動車の減免手続きは
4月23日まで**

軽自動車の変更は3月中に

※軽自動車の所有者または、運転者が家族の場合は、使用目的を証する書類（通院・通学証明書）もしくは、民生委員などの証明が必要です。

※くわしいことは、役場税務課
(**82-1111内線2252**)へお問い合わせください。

身体に障害のある方で、身障害者手帳や戦傷病者手帳の方へお付を受けている方は、申請することにより軽自動車税が減免されますので、4月23日までに手続きを済ませてください。

また、療育手帳の交付を受けている方、精神障害者の通院医療費の公費負担(保健所扱い)を受けている方はご相談ください。